

能勢町広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、能勢町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

第2条 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 善良の風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成に与える影響が著しい営業（性風俗に関するものに限る。）を行うもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律第2条に該当するもの
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (4) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (5) 町の指名停止措置を受けているもの又は町の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（能勢町暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4条に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

(掲載基準)

第3条 広告事業を実施しようとする所管部長等は、広告掲載の都度、要綱及びこの基準に基づき、具体的な表示内容等について検討の上、掲載の可否を判断するものとする。

- 2 表示内容等について訂正、削除等が必要な場合には、所管部長等が広告主等（広告代理店を含む）に依頼するものとする。
- 3 広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(一般的基準)

第4条 次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの

- (2) 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの
又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告する商品等とは無関係に裸体及び水着姿等によって単に目立たせるもの
- (9) 性的的感情を著しく刺激するもの又は犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (11) その他公衆等に不快感を与えるもの

(消費者保護の基準)

第5条 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次に掲げる表示又は表現を含む広告は掲載しない。

- (1) 広告内容が実際のもの又は広告主等の競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
(合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。)
- (2) その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
- (3) 射幸心をあおる表現

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、平成26年10月1日から施行する。